

教職員の勤務時間の適正化

児童生徒と向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの実現のため、「教職員定時退勤日」と「ノ一部活デー」を設定し、取り組んでいます。教職員及び児童生徒双方が、いきいきと過ごせる学校づくりのため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

■「教職員定時退勤日」の実施について

兵庫県教育委員会では、週1回以上、各学校で決定した時刻に全教職員が退勤する「教職員定時退勤日」を県内すべての学校で設定し、その取組を推進しています。

三木市内の全学校においても定時退勤日の実施により、すべての教職員がワーク・ライフ・バランス(※)に配慮した勤務を行い、精神的なゆとりを持って、一人一人の児童生徒に向き合うことのできる環境づくりを進めています。

○「定時退勤日」の設定

各学校で曜日と時刻を決めて全教職員が退勤します。



■「ノ一部活デー」の実施について

長時間・長期間にわたる過度な部活動により、けがやスポーツ障害を起こしたり、心に疲弊をきたしたりすることが問題となっています。

そこで、部活動に休養日を設ける「ノ一部活デー」を県内すべての学校で設定しています。適度な休養や規則正しい生活は、部活動の成績向上につながることを科学的にも明らかになっています。また、指導者及び生徒の双方が家族とのふれあいや趣味等の時間を持ち、心身をリフレッシュすることで、実りある部活動を目指します。

○「ノ一部活デー」の設定

(1) 平日は、週1回以上「ノ一部活デー」とします。

(2) 土曜日・日曜日等の休業日は、月2回以上は「ノ一部活デー」とします。

※試合やコンクールにより実施できなかった場合は、平日に代替日を設けることがあります。



※ワークライフバランス：「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。